

◆兵庫県中小企業等融資制度

兵庫県では金融機関および兵庫県信用保証協会のもと、県内の中小企業者が県内において必要とする資金を原則として「低利」「固定」「長期」で供給し、経営の安定と発展を図るため、各種の融資制度を設けています。

新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けている事業者の資金繰り支援

一定の要件を満たす中小企業者に対する利子・保証料の軽減を行う融資制度を新設。
 ※既存県融資制度の利用者や県融資制度以外の信用保証付融資の利用者については、本制度への借換により、当初3年間の無利子化や保証料の減免を受けることが可能になります

※事業概要、対象者、要件などの詳細は、県ホームページをご覧ください

☎兵庫県産業労働部地域金融室 ☎ 078-362-3321



同融資制度に関する
県ホームページ

南あわじ市新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給・信用保証料補助

南あわじ市では、兵庫県中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症対応資金を利用した中小企業者で、県の無利子・保証料減免の対象から外れる事業者（売上高が前年同月比5%以上15%未満の減少者）に対し、信用保証料の一部補助や利子補給を行います。

☎商工観光課 ☎ 43-5221

◆中小企業者等企业力アップ促進事業

南あわじ市では、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている市内の中小企業者などの企業力アップを図るため、従業員の技能や知識を習得する機会の提供、資格の取得の促進などに要する研修費用を補助します。

要件 事業所で雇用している従業員（正規・臨時を問わない）に対して、専門的な技能や知識の習得、資格の取得に必要な研修を受講させること

補助対象経費 講師謝礼・交通費、教材費、印刷製本費、会場借上料など

☎商工観光課 ☎ 43-5221

◆安全・安心な飲食宿泊キャッシュバック事業（期間：6月1日～7月31日）

南あわじ市では、「市民」「事業者」「行政」が一丸となって消費喚起を図る取り組みとして、万全な感染症対策を施した市内の飲食店や宿泊施設で、「南あわじ市民」が地域内の食材を活用したメニューの飲食等をした際に、料金の一部をキャッシュバックする事業を実施します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎商工観光課 ☎ 43-5221



同事業に関する
市ホームページ

その他、新型コロナウイルスに関連する支援策については、二次元コードより市ホームページをご覧ください。南あわじ市コールセンターまでお問合せください。



新型コロナウイルス感染症に関する 事業者向け支援制度

☎南あわじ市コールセンター ☎ 38-6831

新型コロナウイルスの影響を受ける事業者の皆さまに対する主な支援制度の概要を掲載します。詳しい内容については、各制度のホームページをご覧ください。

◆持続化給付金

感染症拡大により、営業自粛等で特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人が対象となります。

給付対象者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
 - ・2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
 - ・法人の場合は①資本金の額または出資の総額が10億円未満、または②資本金の額または出資の総額の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者
- ※2019年に創業した人や売上が一定期間に偏在している人などには特例があります

給付額 法人は最大200万円、個人事業主は最大100万円（昨年1年間の売上からの減少分を上限）

申請方法 ウェブサイトからの電子申請（各事業所への申請書の送付はありません）

申請サポート 自身で電子申請を行うことが困難な人のために、洲本商工会議所・洲本市経済交流センター2階にサポート会場が開設されます（要予約）。

予約方法：申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応） / ☎ 0570-077-866 に電話予約など

※申請方法や必要書類などの詳細は、持続化給付金ホームページをご覧ください

☎持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570



持続化給付金
ホームページ

◆休業要請事業者経営継続支援金

緊急事態措置により、兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じた中小法人・個人事業主を対象に、国の持続化給付金に加え、その事業の継続を支えるための支援金を支給します。

対象者 次の①～③をすべて満たす中小法人・個人事業主

①市内に事業所を置く中小法人および個人事業主で3月1日以前に創業していること

②4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること

※売上の減少は、「事業者の事業全体」または「休業要請等の対象施設（複数の場合は1カ所でも複数でも可）」のいずれでも可能。令和元年5月2日以降に創業した人の売上の比較方法については県ホームページでご確認ください

③県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること

申請方法 ①ウェブサイトからの電子申請②郵送（各事業所への申請書の送付はありません。県ホームページからダウンロードいただくか、市商工観光課・市商工会で配布します）

※休業要請等の対象施設、支援金額などの詳細は、県ホームページをご覧ください

☎経営継続支援金相談ダイヤル ☎ 078-361-2281



同支援金に関する
県ホームページ